

恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第2号

恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例の一部を改正する条例
恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例（平成8年条例第5号）の一部を次のよ
うに改正する。

現行	改正案
第1条～第13条（略） (火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は <u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> _____若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。 第15条～第17条（略）	第1条～第13条（略） (火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報、乾燥注意報</u> _____又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は <u>強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報</u> 若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。 第15条～第17条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。